

## 平成二十年政令第三十八号

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

**第一条** この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地共済法」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

**第二条** 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第四十九条に規定する政令で定める社会保障協定は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定とする。

**2** 法第四十九条に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子の全てが、日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第一条1（f）に規定するアメリカ合衆国の実施機関により証明がされた者とする。

**3** 地共済法の短期給付に関する規定の適用については、前項に定める者が同項に定める者に該当しないこととなったときは、そのなった日に職員（地共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。次項において同じ。）となったものとみなし、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者が前項に定める者に該当することとなったときは、そのなった日の前日に退職（地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

**4** 法第四十九条の規定により地共済法の規定の適用を受けない者が相手国法令の規定の適用を受ける者に該当しないこととなったときは、地共済法の規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。

（審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができないこととされる社会保障協定）

**第三条** 法第五十一条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第八十九条各号に掲げるものとする。

（審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができるとされる相手国法令）

**第四条** 法第五十一条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十条各号に掲げるものとする。

附則

（施行期日）

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

（日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令等の廃止）

**第二条** 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成十一年政令第八号）
- 二 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令（平成十二年政令第四百六十五号）
- 三 日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令（平成十六年政令第四百十四号）
- 四 日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令（平成十七年政令第三百一十一号）
- 五 日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令（平成十八年政令第三百九十九号）
- 六 日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令（平成十八年政令第四百二号）

附則（平成二〇年一月二八日政令第三六三号）

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第二条の改正規定（第八号に係る部分を除く。）、第四条の改正規定（同条の表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分を除く。）、第五条の次に一条を加える改正規定、第八条に一号を加える改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定、第四十条に三号を加える改正規定（第六号に係る部分に限る。）、第六章中第四十一条の次に一条を加える改正規定及び第四十五条の次に一条を加える改正規定 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

二 第二条第八号の改正規定、第四条の改正規定（同条の表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分に限る。）、第十五条の改正規定、第十八条に二号を加える改正規定（第三号に係る部分に限る。）、第十九条及び第二十三条の改正規定（オランダ協定（社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第二十四条の改正規定、第二十六条の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、第三十条（見出しを含む。）、第三十一条第一項から第三十二条の改正規定、第三十四条の改正規定（チェコ協定（社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る部分を除く。）、第三十七条（見出しを含む。）及び第三十八条の改正規定、第四十条に三号を加える改正規定（第七号に係る部分に限る。）、第四十一条の改正規定、第四十四条第二項の改正規定（チェコ協定に係る部分を除く。）並びに第四十六条第一項の表三の項の改正規定 オランダ協定の効力発生の日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 チェコ協定の効力発生の日

附則（平成二二年九月一日政令第一九一号）

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。



(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月二十八日政令第二二四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。